

第30期第1回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成26年11月17日(月) 18:30~20:00
開催場所	ワークピア横浜2階「くじゃく」
出席委員	新井委員 飯田委員 岩本委員 影山委員 柏委員 神長委員 菊池委員 櫻井委員 佐々木委員 佐野委員 新保委員 高橋委員 天明委員 長谷山委員 細川委員 増田委員 松橋委員
欠席委員	亀澤委員 戸塚委員 松原委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 議題</p> <p>(1) 正副委員長の選出</p> <p>(2) 部会所属委員の指名</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 第29期 各部会からの報告</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度関連の各種基準条例の制定等について</p> <p>(3) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称)素案にかかるパブリックコメントの実施について</p> <p>(4) 横浜市における児童虐待対策について</p>
議事	<p>1 議題</p> <p>(1) 正副委員長の選出 要綱第2条に基づき、佐々木委員を委員長に選出。 要綱第2条に基づき、戸塚委員を副委員長に選出。</p> <p>(2) 部会所属委員の指名 要綱第2条に基づき、各部会所属委員を指名。</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 第29期 各部会からの報告 前回総会(平成26年6月9日)後、10月31日までの里親、保育、児童部会の審議内容について報告。 (障害児部会は、開催がなかったため報告なし)</p> <p>○影山委員 里親認定を取り消した数が平成25年度中に6組あったとのことですが、取り消しの理由を、可能であればご説明いただきたい。 また、現在横浜市が認定している里親さんの数はトータルでどのぐらいありますか。</p> <p>○事務局 認定の取り消しということなのですが、取り消された6組の理由ですが、ご年齢等々でご辞退される、あるいは横浜市外に転出される、もしくは特別養子縁組等々でしばらくの間は、里親は辞退したいというような例がございました。 また平成25年度末になりますが、里親の登録・認定しております世帯は140世帯になってございます。</p>

(2) 子ども・子育て支援新制度関連の各種基準条例の制定等について
事務局より説明

(3) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(仮称) 素案にかかるパブリックコメントの実施について
事務局より説明

○菊池委員

この素案についての施策分野3で、基本施策⑧のところ为上から4つ目の丸に「横浜型児童家庭支援センターの設置を推進します」とありますが、どのような取り組みで、どのような施設を生かしていくものですか。

○事務局

児童家庭支援センターのほうでは心理相談とか、また児童福祉士等による専門的な相談ということで考えてございます。区役所と支援の方針とか情報等を共有しながら、できるだけ地域で専門的な支援を区役所、児童相談所と一緒にしていただく機関ということで、そちらを全区に配置することを計画してございます。

今現在6カ所整備してございますが、そのうち5カ所は児童養護施設等に附置されている施設になります。そして残りの1カ所につきましては、相談する拠点だけ利便性の高いところに出ておまして、日中の預かりとか夜間の預かりをする部分を施設のほうで受けていただくという形のものもございます。ですので、設備が必要、場所が必要という意味では施設ということになりますが、センターという1つの建物があるというようなイメージではございません。

○新井委員

基本施策⑧について伺いたいのですが、まず1の「計画の対象」という(3)のところ、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまで、おおむね二十までの子ども・青少年とその過程を対象としますとあり、さらに若者の自立支援については39歳までを対象にするとあります。

今社会的養護下で育てている子どもたちというのは18歳で措置解除という大変厳しい状況下に置かれていて、厚生労働省のほうからは措置延長を前向きにという通知が出ている状態の中で、なかなか措置延長が実現していないのですが、この子育て支援計画の中ではどのように理解したらよいのでしょうか。

○事務局

共用の数の中で、全員を二十歳までしていくということになると下の子が入れないということもありまして、そのバランスを考えながら二十までの延長については検討していきたいと思っております。この計画の中には反映はされておりませんが、現場の中で検討していきたいと思っております。

○飯田委員

施策分野3の基本施策⑧の上から5個目、「施設退所に向けた自立支援・アフターケアの強化を図ります」ということなのですが、具体的にどんなことをされますか。

○事務局

アフターケア事業といたしましては、平成24年度から横浜市も施設退所後児童のためのアフターケア事業を初めとして、居場所づくりや、進学や就労に向けた自立支援というのを施設においてになるところから行っているというふうになってございます。それでも退所後すぐに自活することが難しい、離職した退職者に対する支援という部分など、学習支援も含めてまだこれからいろいろと検討するべきところもありますので、住まいの確保に向けた支援とか、生活、学習も含めた自立に向けた支援の充実をさらに一層図っていききたいということで計画の中に盛り込んでございます。

(4) 横浜市における児童虐待対策について
事務局より説明

○細川委員

子どもはCAP、大人ワークショップの中で、保護者・地域の人たちができる事の一つとして、虐待を疑われるという時点で通報しましょうとお知らせさせていただいているのですが、児童相談所の職員の方が1人で抱える児童というのは何人ぐらい抱えていますか。

○事務局

それぞれの里親や、いろいろなものの対応をしているということがあって、全部ならしてということではない

のですが、全部ならしてしまうと70~80人、多いと100人持っている者もいます。

○細川委員

このリーフレットはとてもいいものだと思っておりますが、こういうものは私どもが配布してもよろしいものなのですか。いただけるものなのですか。

○事務局

増刷してまいりますので、お使いいただければと思います。ありがとうございます。

○天明委員

横浜市がかなり力を入れて専門性高くお仕事をしてくださっているのがよくわかって、頼もしい気持ちがあります。ただ一方で、先日11月8日に磯子公会堂でシンポジウムが開かれたときに、子ども・子育て支援の会議に出ていらっしゃる森委員のほうから「私も子どもを抱きながら、この手を放したらどうなるだろうと思った」というような一言がありまして、私もすごく驚いたのです。

今こういうふうには、とても危険な振り分けをされた人たちについて見守りをしているんですが、私が教わった中では紙一重というか、普通だと思われる人でも何かのきっかけでそういう事態が起きてしまうと思っております。すごく専門性高くされるのはいいのですが、私たちの仲間は地域子育て支援拠点とか広場とかというところでそれぞれ親子に接しているのですが、そういうところもこういうところに記載していただいて、何らかのチームを、チームというか、お互いに情報共有できる関係がつくられていったらいいなと思うのです。

専門性が高くなる余りに、虐待事例ということでどんどん狭めていってしまうというのはちょっと危険かなと思いました。

その次の「STOP！こども虐待」というところも視点が、確かにこれはいけないことなのですが、これはいけないぞというような視点に立ち過ぎているかなと思って、通告がその支援の始まりだということに、親も子も守るためのものなのだよというような意識でいていただけたらいいかなと思ったので、発言させていただきました。

○事務局

今回のこのパンフレットは、地域で発見していただいたり、気づいていただきたいということで、関係機関とか支援する立場の方たちに主にわかっていただくという目的でつくっております。

本当に困っていらっしゃる親御さんとか、本当に悩んでいらっしゃる方につきまして、親御さん向けには全く別の視点で、本当に困ったときには相談機関はいろいろなところがありますよと。身近にもあります、区役所にありますというようなことを第一に発していくパンフレットを作成して配っていますので、対象ごとに目的とか内容を変えているところでございます。

○櫻井委員

全国の虐待死事例の調査からは、0日とか0カ月未満で亡くなる、殺されてしまうお子さんの大半が妊娠届けすらしていない、妊娠を周囲に隠して支援の対象にすらなっていないのです。特に若年層のお母さんの場合は、学校との関係とか周りの関係で、人知れず葬り去ってしまいたいということがこうした事件に結びついていると思うのです。

そうしたことを踏まえると、青少年に対する性教育とか、それからもう今や結婚前にセックスするなどということは死語のような状態ですので、正しい性行為とか、避妊の普及とか、それから私は日常的に大学生と話をしている、「これはみんな妊娠してもおかしくないわ」というような避妊知識の貧困さとか、なぜか自分は妊娠しないという根拠のない自信とか、あとは男性に対して拒否できないとか、そういう現状をひしひしと感じるのです。そういったところから子どもが健やかに育つ社会づくりというのが始まっていくように思えて仕方がないのです。それを虐待防止に含めるかどうかはまた別問題として、そうした青少年対応と、それから万が一にも自分の子どもが妊娠してしまったらというような、親対応みたいな、そういったことが人生の終わりではないですよというところも含めた啓発活動というようなものも少し視点の中に入れていただければと思い発言しました。

○事務局

若い方への正しい知識、不妊、避妊、どちらに関しても正しい知識を普及啓発していくことが大変重要なことだと私どもも考えております。先ほどの子ども・子育て支援事業計画の中にも、基本施策⑤の中で「妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発」ということで目標に掲げさせていただいております。

また妊娠届けすらされないという、そういう方々の問題点というの、先生がおっしゃるようには大変重要なことだと思っております。先ほどの虐待の対策の中の今後の課題というところに、4番でございますが「予防・在宅支援施策の充実」の中で、妊娠SOS相談窓口の設置というようなものも掲げさせていただいております。そ

	<p>ういう望まない妊娠とか予期せぬ妊娠、若年者の妊娠、そういうものに対して対応できるような相談窓口を設置させていただく予定にしております。</p> <p>○増田委員</p> <p>児童虐待対策の5ページのところに、妊娠から切れ目のない形で横軸にとりながら説明されていると思うので。私も子ども・子育て会議のほうにかかわりながら、きょう先ほどもご説明いただいたA3の紙と、それから概要版があるのですが、もちろんこれでも横浜市の施策の概要はわかるのですが、この妊娠のところから、そして18歳、長くいえば39歳までという、この長いスパンの中で連続性のあるという感じがなかなか読み取れないのです。</p> <p>今後新たにまた、さらにパブリックコメント等を参考にしながら、本当に市民にとってわかりやすい、そして特別な人のためではなくて、すべての子ども、すべての人が何かあったときに「あ、こんな手だてがあるのだ」ということがわかりやすい、特に概要版についてはその工夫が、これを拝見いたしまして、この視点を大いに取り入れたらいいのかなと思ひまして、発言しました。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿（五十音順） 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱 4 児童福祉審議会の概要、第29期横浜市児童福祉審議会報告 5 里親部会報告 6 保育部会報告 7 児童部会報告 8 子ども・子育て支援新制度関連の各種基準条例の制定等について 9 横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）素案について 10 横浜市における児童虐待対策について（「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」提出資料）
特記事項	なし